

ID: 196

担当部署: 建設課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町公園条例 第10条第1項及び第2項		
例規番号	平成17年条例第143号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用許可の取り消し等)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 前2項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(付属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日